

非常変災時(台風、地震等)の対応について

この連絡は、気象の警報発表等や地震発生時の緊急措置についてのもので、各ご家庭におかれましては見やすい場所に掲示して、緊急時にご対応ください。

気象警報等発令時の措置

- ① 茨木市に暴風警報、特別警報(大雨、大雪、暴風、暴風雪)が発表されたとき
 ② 穂積小学校区に避難勧告、避難指示(緊急)が発令されたとき

1	午前7時現在、発表、発令されているとき	登校を見合わせてください
2	午前7時以降、午前9時までに解除されたとき	解除時にメールを配信しますので集団登校してください 平常どおり授業を行います(給食あり)
3	午前9時に解除されていないとき	臨時休業 翌日の連絡等についてはメール配信します
4	登校後に発表、発令されたとき	状況判断後、安全面に配慮し集団下校します

※上記以外の「大雨・洪水」などの警報が発表や「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、臨時休業ではありません。平常通り登校させてください。

※午前7時現在で発表、発令の場合は、連絡しません。ニュース等を見て判断してください。

※学校からの連絡については、「はなまるメール」でお知らせしますので電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※気象庁HP (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>) やおおさか防災ネット (<http://www.osaka-bousai.net/>) も参考にしてください。おおさか防災ネット (touroku@osaka-bousai.net) に空メールを送信して手続きを行うことができます。配信地域選択の「市町村指定」で、「茨木市」を選択すれば、警報等が発表された時にメール配信されます。

地震発生時の措置

1	大地震(震度5弱以上)が発生した場合	
	始業前	臨時休業 登校中の場合は、学校へ向かいます。
	在校時	授業中止⇒保護者引き渡し：保護者への直接引き渡しを原則とします 引き渡すまで学校で保護します
	下校時	下校中の場合は、自宅へ向かいます
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をします 「はなまるメール」でお知らせします		
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるか判断をしますので、臨時休業の連絡がない限り登校させてください	

※緊急時の措置の場合には、地区委員会の皆様等のご協力をお願いすることになります。時間の経過に伴って、措置の変更がある場合など連絡が混乱し、やむを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解いただきますようお願いいたします

☞ 学校が臨時休業になった日及び上記警報等が出ている間は、学校施設は使用できません。